シニアライフローン

令和4年11月1日現在

<table>
<tr><td>1．商品名</td><td>さんしんシニアライフローン（しんきん保証基金付）</td></tr>
<tr><td>2．ご利用いただける方</td><td>当金庫の会員もしくは会員の資格を有し、安定継続した収入のある方で、次の項目全てに該当し、しんきん保証基金の保証を受けられる方。
①申込時年齢が満 60 歳以上の者で、最終返済時の年齢が満 80 歳以下である者
②国民年金・厚生年金・各種共済年金の受給者で、当金庫に年金受取口座を有している者、または当金庫に同年金の年金受取口座を指定する手続きをした者
③年金担保借入がない者
④当金庫の営業地域に居住または勤務されていること
⑤当金庫が貸付実行して差し支えないとみとめられること</td></tr>
<tr><td>3．お使いみち</td><td>リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの
① 申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする資金
※申込日時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も可
② 申込人が①を使途として当金庫から借り入れた基金保証付個人ローン（切替プランを除く）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）ただし、①と合わせた申込みに限る

【対象外となる資金使途】
<table>
<tr><td>事業性資金</td><td>事業にかかる運転・設備資金</td></tr>
<tr><td>株式取得資金</td><td>自社株の取得、設立・増資に伴う払込資金も含みます</td></tr>
<tr><td>投機的な性格の資金</td><td>ギャンブル等に用いられる資金も含みます</td></tr>
<tr><td>税金支払資金</td><td>例外として、当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は保証対象とします</td></tr>
<tr><td>転貸資金</td><td>申込人から第三者への転貸資金</td></tr>
<tr><td>旧債返済資金</td><td>上記「3.お使いみち」②に該当するものは除きます</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>4．ご融資金額</td><td>１万円以上、最高１００万円以内です。（１万円単位）
※しんきん保証基金付無担保消費者ローン（保険ローン除く）の合計が２，０００万円を超えることはできません。</td></tr>
<tr><td>5．ご融資期間</td><td>３ヵ月以上１０年以内です。</td></tr>
<tr><td>6．ご返済方法</td><td>隔月元金均等・元利均等割賦返済（約定返済日は偶数月 15 日）
（毎月元金均等・元利均等割賦返済も可（約定返済日は毎月 15 日））
※元金返済据置期間は 6 ヵ月以内
※6 ヵ月ごとの増額（ボーナス）返済併用は不可</td></tr>
<tr><td>7．ご融資利率</td><td>固定金利です。（保証料含）
適用金利は、市場金利等を指標として当金庫が定めた金利とします。
お借り入れの時に決めた利率が最後（最終返済日）まで適用されます。
※金利につきましては窓口へお問い合わせください。</td></tr>
</table>

８．担保・保証人	しんきん保証基金の保証付ですので、原則として担保・保証人とも必要ありません。
９．ご用意いただく書類	●運転免許証、運転免許証を取得していない場合は、個人番号カード、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳、運転経歴証明書のいずれか ●これから年金受給する場合は、当金庫に年金受取口座を指定したことが分かる書類（写し）と年金証書（写し） ●注文書、見積書、請求書等のお使いみちを確認できる書類 ※その他、お使いみち等により必要となる書類があります。
10．支払方法	可能な限り振込
11．手数料	条件変更、一部繰上返済手数料として１回につき５，５００円（消費税込み）を、期限前繰上完済の場合は５，５００円（消費税込み）を当金庫にお支払い頂きます。
12．苦情処理措置・紛争解決措置	・本商品の相談･苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話：0120 - 31 - 3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 3517 - 5825）、関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03 - 5524 - 5671）にお申し出いただくことも可能です。 ・上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031)、②第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588)、③第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533)、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。
13．その他	お申し込みに際しては、事前の審査をさせて頂きます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 また、現在のご融資利率やご返済額の試算、その他詳細につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。